



令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書

軽井沢町監査委員

7 軽監査第10号
令和7年8月7日

軽井沢町長 土屋 三千夫 様

軽井沢町監査委員 依田 

軽井沢町監査委員 土屋 好生 

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和6年度健全化判断比率
- (2) 令和6年度軽井沢町水道事業の資金不足比率
- (3) 令和6年度軽井沢町下水道事業の資金不足比率
- (4) 令和6年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業の資金不足比率

2 審査の期間

令和7年7月15日から同年8月7日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率（以下「財政指標」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、財政指標の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか及び客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において公正な判断が行われているかに主眼をおき、関係職員からの説明を聴取して審査を行った。

第2 審査の結果

1 審査の総括的意見

審査に付された財政指標及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

2 審査の個別的意見

(1) 健全化判断比率について

健全化判断比率の状況

(単位：パーセント)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.16	20.00
連結実質赤字比率	—	18.16	30.00
実質公債費比率	0.9	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

ア 実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であるが、令和6年度の実質赤字比率は、前年度に引き続き黒字のため数値はなく、良好な状態にあると認められる。

イ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であるが、令和6年度の連結実質赤字比率は、前年度に引き続き黒字のため数値はなく、良好な状態にあると認められる。

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であるが、令和6年度の実質公債費比率は0.9パーセント（前年度1.0パーセント）となっており、早期健全化基準の25.0パーセントと比較するとこれを下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

エ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であるが、令和6年度の将来負担比率は前年度に引き続き将来負担額を充当可能財源等が上回るため数値はなく、良好な状態にあると認められる。

(2) 公営企業の資金不足比率について

資金不足比率の状況

(単位：パーセント)

公営企業	令和6年度	経営健全化基準
軽井沢町水道事業	—	20
軽井沢町下水道事業	—	
軽井沢町国民健康保険 軽井沢病院事業	—	

資金不足比率は、資金不足額（一般会計の実質赤字に相当する額）が営業収益等に占める割合であるが、令和6年度の各公営企業の資金不足比率は、前年度に引き続きそれぞれ資金不足を生じていないため数値はなく、良好な状態にあると認められる。

- 3 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。